

こ成母第 21-1 号
令和 7 年 1 月 14 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等
に関する法律」の個別通知に係る留意点等について

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）については、令和 7 年 1 月 17 日に施行される予定です。

立法過程における「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」（以下「議員連盟」という。）の議論において、都道府県が、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を当該支給対象者に個別に通知すること（以下「個別通知」という。）については、法律上義務付けられないこととされました。

これを踏まえ、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布に係る対応について（協力依頼）（令和 6 年 10 月 17 日こども家庭庁成育局母子保健課長等通知）において、「都道府県において、仮に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を個別に通知することについては、今回の立法趣旨を踏まえ、個々人の置かれている状況等に応じて、先行して実施していた事例を参照しながら、適切な実施を検討いただきますよう、お願い」させていただいたうえで、「個別通知の実施に係る留意点については、追ってお示しする予定」とお伝えしていたところです。この度、各都道府県の取組を後押しする観点から、下記のように実施の検討に係る留意点等をお示しいたしますので、この点を踏まえた対応をお願いいたします。また、各都道府県が個別通知を実施するにあたって、管内の市町村の協力を要する場合も多いと思われるところ、管内の市町村に対しても本通知について周知をお願いいたします。

記

1. 個別通知に限らない周知・広報の検討について

個別通知の実施を検討いただく前の段階の対応として、例えば対象者が入所している施設に対し、個人を特定しない形で重点的に周知・広報を実施することなども考えられます。

個別通知の実施の有無にかかわらず、このような周知・広報に関しては、積極的な実施についてご検討いただくよう、お願いいたします。

2. 各都道府県において個別通知の実施を検討する際の留意点について

個別通知の実施については、議員連盟における議論においても、被害者本人が家族に優生手術等を受けたことを一切伝えていない場合や、優生手術等を受けた当時のことを思い出したくない場合など、実施することにより被害者が不利益を被ってしまうことも想定されるなどの理由から、法律上義務付けないこととされたところです。

上記の経緯も踏まえて、個別通知の実施を検討いただく際には、以下の留意点を参照いただきながら、被害者のプライバシー等に配慮した実施方法を検討いただくようお願いいたします。

(1) 本人のプライバシーへの配慮について

個別通知の実施については、上記にもあるとおり、被害者本人が家族に優生手術等を受けたことを一切伝えていない場合が想定されます。また、被害者本人が、家族を含めた本人以外の方に知られたいと考えている場合もあります。したがって、個別通知の実施を検討いただく際には、優生手術等を受けた本人に通知することを基本とすることや、本人限定受取郵便（郵便物に記載された名あて人又は差出人が指定した代理人一人に限り、郵便物をお渡しする郵送方法）を活用すること、また、通知の際に、本人以外の方に封筒の内容が旧優生保護法に係るものと特定されないように実施することなどを含め、本人のプライバシーに配慮した方法で実施いただくことを検討いただくよう、お願いいたします。

(2) 本人に寄り添った対応について

個別通知の実施について、上記にもあるとおり、被害者本人が優生手術等を受けた当時のことを思い出したくないとお考えの場合が想定されます。被害者本人にとっては、当時のことを思い出すと等が、心理的な負担となることも想定されるところです。このため、個別通知の実施の検討に当たっては、個々の事情に鑑み、例えば本人の認知能力等が欠けているような場合にあっても、

その方の状態に応じた丁寧な対応をいただくなど、対象者の心情に寄り添う形で実施することについて検討いただくよう、お願いいたします。

3. 各都道府県で個別通知を実施する際の個人情報保護法上の取扱いについて
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）上、個人情報取扱事業者（個人情報保護法第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）は、原則として、あらかじめ本人（個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する本人をいう。以下同じ。）の同意を得ないで個人データ（個人情報保護法第 16 条第 3 項に規定する個人データをいう。以下同じ。）を第三者へ提供してはなりません（個人情報保護法第 27 条第 1 項）。ただし、個人情報保護法第 27 条第 1 項各号の規定に該当する場合には、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができます。

また、行政機関の長等（個人情報保護法第 63 条に規定する行政機関の長等をいう。）は、個人情報保護法第 61 条第 1 項により特定した利用目的のために保有個人情報を利用又は提供することが可能です。他方、利用目的以外の目的で保有個人情報を利用又は提供することができる場合は、個人情報保護法第 69 条第 1 項における「法令に基づく場合」のほか、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号に該当し、かつ本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限られます。

以上を踏まえ、個別通知の実施において、以下の（1）から（3）に掲げる類型に係る個人情報保護法上の整理についてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、個別通知を実施する際には、以下の整理を参照いただきながら、個人情報保護法に留意して実施いただくよう、お願いいたします。

（1）医療機関等による都道府県への個人データの提供

- ① 都道府県が法第 24 条第 1 項に基づき個別通知の実施をするに当たり、当該事務の遂行に支障が生じないように、正確な情報に基づきその実施の検討を行うため、補償金等の支給対象となりうる者（以下「対象者」という。）の情報を網羅的に把握する必要があり、そのために必要な限度において、対象者の個人データを保有する医療機関や民間の福祉施設等の個人情報取扱事業者から当該都道府県に個人データを提供する場合（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 4 号に該当するものと考えられる）
- ② 都道府県が法第 24 条第 1 項に基づき個別通知の実施をするに当たり、当該事務の遂行に支障が生じないように、正確な情報に基づきその実施の検

討を行うため、対象者の情報を網羅的に把握する必要があり、そのために対象者の保有個人情報を保有する国立又は都道府県立の福祉施設その他の国又は地方公共団体の機関から当該都道府県に保有個人情報を提供する場合において当該都道府県が当該検討に必要な限度で当該保有個人情報を利用する場合（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に該当するものと考えられる）

（２）都道府県による市町村への個人情報の提供依頼

都道府県が法第 24 条第 1 項に基づき当該都道府県の個別通知の実施をするに当たり、本人の現住所等、個別通知の実施の検討に必要な情報の提供を市町村に依頼するために、当該都道府県が当該市町村に当該都道府県が保有する本人の保有個人情報を提供する場合において、当該市町村がその依頼への対応に必要な限度で当該保有個人情報を利用する場合（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に該当するものと考えられる）

（３）市町村による都道府県への個人情報の提供

都道府県が法第 24 条第 1 項に基づき当該都道府県の個別通知の実施をするに当たり、通知の発出先となる本人の現住所等を把握するために、本人の保有個人情報を保有する市町村から当該都道府県に保有個人情報を提供する場合において、当該都道府県が当該実施の検討に必要な限度で当該保有個人情報を利用する場合（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に該当するものと考えられる）

<添付資料>

別添：個別通知手続の流れ（イメージ）

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0505

Mail：boshihoken.kikaku@cfa.go.jp